

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

あかね公営住宅コミュニティ活性化計画

2. 地域再生計画の申請主体の名称

北海道勇払郡安平町

3. 地域再生計画の区域

北海道勇払郡安平町の区域の一部（早来大町地区）

4. 地域再生計画の目標

(1) 地域再生計画区域の特性

平成18年3月27日、平成の大合併により、旧早来町と旧追分町が合併して誕生した安平町は、道都札幌市から50km以内の道央圏に位置し、新千歳空港及び苫小牧港と隣接し、更には道央と道東を結ぶJR石勝線と道東自動車道が通るなど交通・物流の要所となっている。このような立地条件に恵まれたなか、町の中心を流れる安平川の恵みによる緑豊かな自然を生かした酪農業、高級ブランドとして知られる「アサヒメロン」の栽培、ディープレインパクト等数々の有名馬を輩出してきた軽種馬産業など個性豊かな農業を基幹産業としながら、これらを活かした軽種馬観光やチーズなど農畜産加工品の生産で全国的にも有名となっている。また、隣空・臨港という立地条件を活かした企業誘致にも力を入れており、コクボ製氷やアイリスオーヤマなどの工場が進出している。

本町でも町で生まれ育った若者が都市部へ流出するなど、全国的な傾向である少子高齢化の加速は進んではいるが、誘致企業の影響で都市部から作業労務者等の転入が増加している。だが、本町には民間賃貸住宅がほとんど無いため、町外からの転入者は公営住宅に入居するのが一般的となっており、公営住宅の入居者が入れ替わることが多く、近年では、公営住宅入居者との地域コミュニティの維持は困難という地元自治会からの訴えが増えている。その対策として、本町では、公営住宅管理者として入居者間のコミュニティ環境づくりの推進を

はじめとした自治会・町内会活動の支援などを行い、地域コミュニティの回復・発展を図っていきたいと考えているところである。

(2) 地域再生計画の意義

本町では、平成18年の二町合併に当たり策定した「新町まちづくり計画」に基づき、「安心・安全なまちづくり」や「住民参加のしくみづくり」のため、地域の中で活動・活躍できる場や機会の拡充を図るなど、人々の元気や活力を引き出すまちづくりを進めるとともに、地域の課題を地域住民が主体的に考え、解決するための仕組みとして、地域単位でのまちづくり体制の構築を検討しているところである。このためには、住宅団地を含む各地域において様々な取り組みを進めていく必要があるが、他の公営住宅と異なり早来あかね公営住宅には入居者間で話し合える場が団地内及び近隣にないという状況にある。最も近いあかね地区自治会館までは約1kmの道程があり、途中で4車線の国道234号を横断しなくてはならないことから、60歳以上の世帯が3割を超える早来あかね公営住宅の入居者にとってはコミュニティの形成に支障が生じており、入居者の自主性に基づいた自治を行える環境にない。そこで、空家の1室を集会所にも使用できる団地内コモンスペースとして整備することにより、入居者同士が直接合って話し合える場、イベントを行える場として提供し、団地内コミュニティの活性化を図り、さらには、あかね地区自治会、安平町早来地区連合自治会の活性化を推進し、新町まちづくり計画のテーマである「くらしの笑顔が広がるぬくもりと活力と躍動のまち」を目指すものである。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

下記の支援措置を活用し、公営住宅本来の入居対象者の入居を阻害せず、かつ公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲において、公営住宅の1室をコミュニティスペースとして目的外に使用することで建物の有効活用を図るとともに、早来あかね公営住宅団地内のコミュニティの活性化を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

支援措置の番号及び名称

(番号) A1202

(名称) 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化

(1) 公営住宅を住宅以外の用途として目的外使用する理由及びその概要

安平町は旧早来町と旧追分町が合併して誕生した町で、合併の際の事務事業の調整結果により、公営住宅の管理については、両町で行われていた管理体制を現在まで継続してきた。そのため、旧早来町の行政主導型と旧追分町の自主主導型に分類されるが、旧早来町の区域内の団地の中でも特にこの早来あかね公営住宅団地は集会施設その他のコモンスペースが無く、何事も行政に依存する傾向があった。このため、隣人どうしのもめ事といった団地内コミュニティの欠如によるトラブルが発生するなど、団地としてのまとまりがない現状に何とかしたいとの声が上がりはじめ、あかね地区自治会からはその解決のために地域コミュニティ施設を設置するよう要望が出された。本町としても、これを機に早来あかね公営住宅の入居者が自らの手によるより良い住環境を作るというあかね公営住宅団地内自治会の活動を支援することで行政主導型の体制からの脱却が図られるよう、公営住宅の空家をコミュニティ活動の拠点として活用することで地域の再生を図るものである。

(2) 目的外使用に係る期間

目的外使用する期間は1年とする。ただし、公営住宅のストック状況等を勘察した上で、公営住宅本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、目的外使用を行う期間を更新する。

(3) 目的外使用する団地名、所在地、建設年度、団地総戸数、目的外使用戸数、補助金交付年度、当該団地に係る最近の応募倍率

団地名	早来あかね公営住宅団地
所在地	北海道勇払郡安平町早来大町
建設年度	昭和57年度～昭和61年度
団地総戸数	3棟36戸
目的外使用戸数	1戸
補助金交付年度	平成18年度
応募状況	平成17年度 募集 3戸 応募 3戸 (3戸とも募集3カ月後に入居) 平成18年度 募集 0戸 平成19年度 募集 1戸 応募 0戸 (10月より募集をしているが応募なし)

(4) 事業主体における過去3年間の応募倍率及び空家戸数

安平町における過去3年間の応募状況及び空家戸数

年度	募集戸数	応募戸数	応募倍率	空家戸数
平成17年度	25戸	60戸	2.4倍	11戸
平成18年度	140戸	59戸	0.4倍	10戸
平成19年度	69戸	48戸	0.6倍	3戸

※平成17年度については、旧早来町のその都度募集する方法と旧追分町の年度当初に空家待ちの予約を受け付ける方法というように旧二町で募集方法に違いがあるため、他の年度に比較して倍率が高くなっている。

※空家戸数については年度末の戸数となっている。

(5) 目的外使用の使用料

目的外使用する公営住宅を地域コミュニティ活動の拠点として集会所その他コモンスペースに利用するという公共用目的に使用するため、使用料は無料とする。

(6) 目的外使用者に対する目的外使用時の主な条件

使用条件は、公営住宅の本来の入居対象者と同等とする。

(7) 目的外使用する団地の図面

別紙「申請に係る公営住宅団地の図面」のとおり

5-3 その他の事業

(1) あかね公営住宅自治推進計画

早来あかね公営住宅の課題である地域コミュニティの活性化に向けて、自治推進計画として団地内管理人（連絡員）を設置し、より良い住環境づくりと公営住宅入居者間の交流促進を図る。

(2) あかね地区自治会のコミュニティ強化事業

あかね公営住宅の自治推進により、あかね地区自治会にも積極的な参加を促し、地域コミュニティの活性化を図る。

6. 計画期間

認定の日から平成25年7月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

当該公営住宅を目的外使用に供した使用回数及び地元自治会の活動回数で評価する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし